

練馬区長期計画 後期実施計画（平成24年度～26年度）に
対する意見と区の考え方について

《寄せられた意見の件数》

分野別	意見番号	件数
総論	1	1件
子ども分野	2～24	23件
健康と福祉	25～34	10件
区民生活と産業分野	35～40	6件
環境とまちづくり分野	41～64	24件
行政運営分野	65～69	5件
その他	70～82	13件
合計		82件

【対応状況の凡例】

- ◎・・・長期計画 後期実施計画に趣旨を反映するもの
- ・・・既に計画に趣旨を記載してあるもの
- ・・・趣旨を計画に反映できないもの
- ※・・・事業の実施にあたって参考とするもの
- △・・・その他

No.	意見の要旨	区の考え方	対応状況
【総論】			
1	策定の目的について、社会経済情勢の変化や新たなニーズに対応するために見直しを行うとされているが、どのような変化なのか、新たなニーズとは何か、その認識を明確にしたうえでめざすべき社会と行政が何を行うべきかを明確にしてから、3年先の目的を定めるべきと考える。	後期実施計画の策定にあたっては、東日本大震災や長期の円高傾向による国内景気の低迷など、区政を取り巻く社会経済情勢の変化や区民要望を踏まえ、検討を行いました。その結果、災害対策の強化に向けた事業を新たに計画事業としたほか、区民要望の高い保育所の待機児童解消や特別養護老人ホームの整備などの充実を図りました。策定の目的に、この旨を記載します。	◎
【子ども分野】			
2	【No.1 子ども家庭支援センターの整備】 子ども分野において、子ども家庭支援センターは、練馬に児童虐待対応等の機能集中化としていたが、今回は練馬駅北口分室開設となっている。全体像がみえず不安。	平成22年度に、子ども家庭支援センター5か所の整備(練馬、光が丘、関、貫井、大泉)を完了し、23年度には、練馬子ども家庭支援センター(練馬庁舎と石神井庁舎の児童福祉担当係)に児童虐待対応等の機能の集中化を図りました。練馬子ども家庭支援センターの(仮称)練馬駅北口分室では、立地条件を踏まえ、子どもに関する総合相談窓口を設置するとともに、ニーズの高い一時預り事業を実施する予定です。北口分室の機能を記載します。	◎
3	【No.3 保育所待機児の解消】 保育所待機児解消として、安心して預けられる保育所の整備が必要である。素案には書かれてない公的責任による認可保育所を増設してほしい。また直営保育園を増設してほしい。	保育所待機児の解消をめざし、国または東京都の基準を満たした施設である私立認可保育所・認証保育所の誘致や新設を中心とした整備を行っていきますが、今後区直営の保育所の増設は考えていません。	□

4	<p>【No.4 多様な保育サービスの充実】 多様な保育サービスの充実について、保育サービスの拡充は、公的責任のもとですめることと、安易な民間委託による保育サービスの拡充を戒め、直営保育園での拡充を追及することを明記してほしい。</p>	<p>素案でお示している保育サービスの充実については、練馬区が公的責任をもって行うものです。 また、委託園についても、区立保育所であることに変わりはなく、保育所運営の責任は、設置者である区が負っているものです。保育サービスの拡充については、費用対効果等の観点から委託園で実施していきます。</p>	□
5	<p>【No.4 多様な保育サービスの充実】 空いた校舎や教室を活用し、自宅を保育所にする「保育ママ」を支援してはどうか、雇用にもつながる。</p>	<p>「保育ママ」制度については、0歳から2歳までのお子さんを自宅で預かることで、家庭的な雰囲気の中で保育する家庭的保育事業として支援していますので、空き教室等の活用は考えていません。</p>	□
6	<p>【No.5 放課後子どもプランの推進】 小学校のひろば事業は、責任の所在が不明確である。児童に保険をかけ、ひろば運営者が責任をもって子どもを預かるのではなく、単に見守るという意味がわからない。保護者の責任で行かせるのか、事故が起きた際に、誰が責任者なのか内容を示してほしい。</p>	<p>ひろば事業は、PTA関係者、町会・青少年委員などの地域住民の方々を主体として構成される学校応援団が実施する、小学校施設を活用した放課後児童の居場所づくり事業です。原則としてスタッフ5名を配置して子どもたちを見守ることにより、子どもたちが安心して過ごせる居場所を提供するものです。学校応援団では、参加児童の安全確保に努めますが、ひろば事業への参加・事故等については、保護者の責任となります。申込書にも記載して周知しています。</p>	△
7	<p>【No.5 放課後子どもプランの推進】 ひろば事業は、回数が少なく、学校ともあまり連携されておらず、運営自体がわかりにくい。区の事業を強引に地域に押し付けるのはおかしい。お金がもらえるからPTA活動よりましだという気持ちで運営されると、子どもたちへの環境も悪化するし事故が起きてからでは取り返しがつかない。人材への教育と指導も事業者である区の仕事だ。</p>	<p>安心して遊ぶ事が出来る場所が少なくなかなかで、学校およびPTAや地域の方々の理解とご協力のもとに、放課後に地域の方々に見守られながら、子ども達が安全・安心に過ごすことが出来る場所を提供するひろば事業は、大変重要な取り組みと考えています。 また、学校応援団を対象とした研修を毎年実施し、スタッフの意識やスキルの向上に努めています。区では、第二次練馬区放課後子どもプランに基づき、実施回数の拡充に努めています。</p>	△

8	<p>【No.5 放課後子どもプランの推進】 放課後子どもプランの推進について、石神井台小学童クラブと学校応援団との連携をプランの方針に沿って推進するよう要請してきたが、進展がない。計画が絵に描いた餅のようにならないよう、練馬区と保護者による監視点検システムを構築する必要がある。</p>	<p>学童クラブとひろば事業の連携の進め方については、学童クラブ・学校応援団双方の状況により異なりますが、第二次練馬区放課後子どもプランに基づき、学童クラブとひろば事業の連携充実に努めるとともに、アンケート等の実施により現状を把握し、検証を行っています。 なお、石神井台小学校では、学校応援団のひろば事業が週3日実施されている中で、学童クラブと校庭等の居場所の共有をはじめとした連携を進めています。</p>	○
9	<p>【No.5 放課後子どもプランの推進】 近所の子どもが最近減ってきている。学校の必要数も少なくなるはず。また子どもが遊べる場所が少なくなっている。子どもの遊べる場所として、空いた校舎・教室の有効利用を考えてほしい。</p>	<p>子ども達が安心して安全に遊ぶ事が出来るように、小学校施設を活用した放課後の「ひろば事業」や校庭・学校図書館などの「開故事業」を区立小学校全校で実施しています。 なお、学校施設については、地域の方々に開かれた施設の運営に配慮しながら、学校施設の効果的な活用を図っています。 また、閉校となった光が丘地域の小学校のグラウンド・体育館については、学校跡施設(光が丘地域)活用基本計画に基づき、施設の運営に支障のない範囲で区民の皆さまへの貸し出しを行います。</p>	○
10	<p>【No.7 小中一貫・連携教育の推進】 小中一貫・連携教育と中学校選択制度は相反する事業に感じる。光が丘の小学校の統廃合では、わざわざ中学と併設されている小学校を廃校にし、離れている小学校に統合された。その一方で小中一貫をすすめていくことは相反する。無駄なことではないか。</p>	<p>施設が離れている区立小中学校においても、義務教育9年間を見通した教育課程のもとで実施する教育活動である「小中一貫教育」の取組は可能であり、知・徳・体の調和のとれた児童・生徒を育成するために必要な取組の1つと考えています。 一方、「学校選択制度」は、区立中学校の活性化と魅力ある学校づくりをめざし、保護者と生徒の意思を尊重する公平で透明性のある制度の実現を図るため、現行の通学区域制度を維持しながら、各校の受入可能人数の範囲で保護者と生徒自身が入学希望校を選ぶことができるものです。 現在、研究・推進している、施設が離れている小中学校における「小中一貫教育」は、各中学校区を基盤として、従来から取り組まれている小中学校間の連携を維持しながら、学習指導上の連携についても進めていく取組であり、進学する中学校を強制および誘導するものではありません。各中学校の特色となり、より魅力ある学校づくりに向けた取組の1つにもなると考えています。 また、「適正配置第一次実施計画」に基づいて、光が丘地域の8小学校を4小学校に再編・統合した際は、通学区域、敷地面積などを総合的に考慮したうえで統合新校の位置を定めました。</p>	□

11	<p>【No.7 小中一貫・連携教育の推進】 小中一貫・連携教育については、戦後学制改革によって生まれた6・3・3・4制を崩すものである。小中一貫教育は、早くから競争教育を助長し子どもの成長・発達にさまざまな障害をおよぼすおそれがある。小中一貫教育の推進ではなく、子どもの成長を促す学校教育の充実をしてほしい。</p>	<p>練馬区の「小中一貫教育」は、児童・生徒の心理的・身体的な成長の早まりや中学校進学時に不登校などが増える傾向にあることなどを踏まえて、児童・生徒の発達段階に応じた指導や小中学校の円滑な接続などにより、豊かな人間性や社会性の育成と安定した学校生活などを目指すものです。 また、「小中一貫教育」は、現行制度のもとで学習指導要領に準拠しつつ、義務教育9年間を見通した教育課程のもとで実施する教育活動であり、学校教育の充実を図るものです。</p>	□
12	<p>【No.8 特別支援学級の設置】 特別支援学級の設置は、「障がい者差別禁止条約」の批准や「仮称障がい者総合福祉法」の策定に向けて考えるべきだ。ただ「障がい者用」の施設をつくればいいものではない。特別支援教室を多数作るより普通教室と一緒に勉強できるように考えるほうが将来的にはよいと考える。</p>	<p>特別支援教育は障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導および支援を行うものです。引き続き、特別支援学級の設置を計画的に進めていきます。</p>	□
13	<p>【No.9(仮称)学校教育支援センターの整備】 学校教育支援センターの整備について、当施設は地域住民と学校が協力しながら体制と運営を推進することが本来の姿である。「学校教育支援センター」の名称で、上からの指導を個々の教員と学校現場に押し付けられる危惧を感じるほか、学校現場におけるのびのびとした教育が妨げられるおそれがある。学校支援は、画一的に推進するものではなく、それぞれの地域の実情に応じて構築、運営がはかられるべきである。</p>	<p>(仮称)学校教育支援センターの整備は、これまで以上に教職員・子供・保護者への支援を組織的、一体的に行うためのものであり、学校および保護者のニーズにあった運営に努めていきます。</p>	□
14	<p>【No.11 みどりと環境の学校づくりの推進】 みどりと環境の学校づくりの推進について、校庭の芝生化は維持管理が大変なうえ、養生シートからは高い放射性物質が検出された。いっそう手間のかかる芝生化は止めるべきである。</p>	<p>学校の緑化は、平成18年度に策定した「みどり30推進計画」に基づき、計画的に取り組んでいます。校庭の芝生化は、子どもたちの情操教育・環境教育に向けて効果が期待できるほか、ヒートアイランド現象の緩和等、環境面においても効果があるため、今後も区や都が維持管理に協力しながら取り組んでいきます。 なお、放射性物質が検出された養生シートについては、現在、児童が立ち入らない倉庫内に保管しており、今後、法に定められた処分手続きを進めていきます。</p>	□

15	<p>【No.4 多様な保育サービスの充実】 【No.12 区立学校・区立幼稚園の適正配置】 多様な保育サービスの充実として新たな項目を加えてほしいことは、区立幼稚園で毎日預かり保育を行うことだ。園児が減少して空き教室もあるはずだ。前回の事業計画の中にも幼稚園の充実という項目があった。是非幼稚園の保育内容を充実し、園児も増え効率的にこの施設が運営されることを望む。</p>	<p>現在、区立幼稚園では月1回保護者のリフレッシュのために預かり保育を実施しています。今後回数を増やしていくかどうかについては検討していきますが、保護者の就労支援を目的とした預かり保育の実施については、専任の保育者が必要であることや、私立幼稚園の認定こども園化や預かり保育を実施している園が33園ある状況を踏まえ、私立幼稚園を支援することで対応していきたいと考えています。</p>	□
16	<p>【No.12 区立学校・区立幼稚園の適正配置】 特別支援教育の役割を担う区立幼稚園は、本来練馬区全域に設置されるべきであり、光が丘地区にある幼稚園を廃止するのではなく、他の地区に移転すべきである。園児の減少を理由に廃止するのではなく、運営内容を充実してほしい。国が推奨する幼保連携型の「こども園」に移行するためにも、現在ある幼稚園を残し、その施設を有効に活用することを考えてほしい。</p>	<p>これまで、区における幼稚園教育は、私立幼稚園を基本として対応してきました。今後も、この基本的な考え方により、特別支援教育を担える私立幼稚園の拡充を目指していきます。 また、現在国で検討されている幼保連携型の「こども園」については、今後も、国の動向を注視しながら、検討していきます。</p>	□
17	<p>【No.12 区立学校・区立幼稚園の適正配置】 区立幼稚園2園の廃止は区民の意見が反映されておらず一方的だ。前の長期総合計画では、区立幼稚園の3年化の検討を行うと書いてあった。3年保育化の検討は行ったのか。区立幼稚園の適正配置とは、区内全域に配置されるという意味ではないのか。適正配置と言いながら中身が廃園だけとは問題だ。廃園計画を撤回し、現行の4園を存続し3年保育や延長保育、空き教室での高齢者の集いの場など、運営内容を拡充してほしい。</p>	<p>練馬区長期総合計画(平成13年度～平成22年度)においては、区立幼稚園の3年保育の検討が含まれていましたが、その後検討を重ねた結果、区立幼稚園での3年保育の実施は、周辺にある私立幼稚園の経営に影響を与えることになるため、区として3年保育の実施は困難であるとの結論に至りました。 また延長保育には、専任の保育者が必要であり、空き教室での集いの場として活用する点についても、園の運営上困難であると考えています。 区立幼稚園の適正配置については、平成17年度に策定した区立小・中学校および区立幼稚園の適正配置基本方針に基づき、適正な幼稚園数にしていきます。</p>	□
18	<p>【No.12 区立学校・区立幼稚園の適正配置】 区立幼稚園の適正化計画において、現在は「(案)」である以上、26年度末目標および3か年の事業量を「実施(2園廃園)」を削除し、23年度末実績見込みの「実施計画」を「実施計画(案)」と変更してほしい。</p>	<p>区立幼稚園の適正配置については、現在計画案を公表し、策定に向けて検討している状況です。教育委員会では、いただいたご意見等を踏まえ、計画の策定に向けて検討を進めています。後期実施計画策定時には、検討の状況に応じた記載をします。</p>	△
19	<p>【No.12 区立学校・区立幼稚園の適正配置】 幼稚園の適正配置について、練馬区の幼稚園は障害児を受け入れ、幼児教育を保障する場として大きな役目を果たしている。通学のこともあり、区民・保護者が納得しない、安易な統廃合はやめ、幼稚園と幼児教育の充実をはかるべきだ。</p>	<p>これまで、区における幼稚園教育は私立幼稚園を基本として対応してきました。今後も、この考え方により、幼稚園教育を進め、障害児の受け入れを担える私立幼稚園の拡充を目指していきます。</p>	□

20	<p>【No.12 区立学校・区立幼稚園の適正配置】 充員率の低下だけで、幼稚園2園を廃止していいのか。幼児が歩いて通える園を光が丘に維持することを考えれば、2園では足りない。また廃園予定の2園の選定もアンバランスである。このまま廃園を決定しないでほしい。区立幼稚園には、特別支援や幼少連携に係る指導的役割があるとされているが、区立幼稚園がさらに減少してしまうとその役割を果たすことはできない。役割を果たすためにも、維持できる政策を考えてほしい。</p>	<p>これまで、区における幼稚園教育は、私立幼稚園を基本として対応してきました。光が丘地区の区立幼稚園4園は、光が丘地区の開発に伴う就園需要に対応するために整備してきたものです。現在、光が丘地区4園の充員率が40.3%という状況に伴い、各園の設置状況が比較的近い距離にあることを踏まえ、適正配置を進めていきます。 特別支援教育や幼小連携における指導的役割については、今後も区立幼稚園で担っていきます。</p>	□
21	<p>【No.12 区立学校・区立幼稚園の適正配置】 適正配置実施計画において記されている区立幼稚園の役割、「特別支援教育」、「幼少連携」、「幼保連携」、「子育て支援活動」、「私立幼稚園との連携」について、具体的な計画事業を示してほしい。</p>	<p>特別支援教育については、引き続き障害のある幼児の受け入れを全園で行い、巡回相談制度の利用を積極的に進めていきます。 また、幼小連携、幼保連携については、今後研究校、研究園の指定や研修の実施などを検討していきます。子育て支援活動や私立幼稚園との連携は引き続き実施していきます。</p>	△
22	<p>【No.13 中高生の居場所づくり】 中高生の居場所づくりについて、学びと成長への援助の場として、児童館だけを想定するのは狭すぎる。中高生の抱えている心的ストレスを総合的に把握し、実態に即した社会的な支援が必要である。中高生の地域の援助を、単に居場所づくりのみとしてしまうのは、地域支援としてあまりにも貧困すぎる。</p>	<p>児童館で実施している中高生の居場所づくり事業は、単なる「居場所の確保」だけではなく、「自己実現の場」として、多様な発表・自己表現の機会を与えることで、子どもたちの自立を促すとともに、社会性をはぐくみ次代を担う力を身につけられるようにするものと考えています。今後長期計画に基づいて、児童館10館での実施を目指しています。</p>	○
23	<p>【No.13 中高生の居場所づくり】 中高生の居場所づくりは、社会性を育てるために大切だ。全館導入が必要である。</p>		□
24	<p>【その他】 子ども分野の計画事業が17から13へ減少している。仮称すくすくナビゲーター、ファミリーサポート事業、外遊びの場の提供事業がなくなった。今回の組織改編で教育委員会の下では子ども施策が弱くなるということか。</p>	<p>これまでの前期実施計画で取り組んできた計画事業のなかで、前期3か年において目標達成等をした6事業については、後期実施計画では計画事業としての位置づけは外しましたが、今後も区として継続して取り組みます。 練馬子ども家庭支援センター所管の3事業についても、事業内容の見直しを行いながら、今後も継続して取り組んでいきます。</p>	△

【健康福祉分野】			
25	<p>【No.14 病床の確保】</p> <p>病床の確保について、本来は先に地域医療計画があって、その中で病床の確保が盛り込まれるべきだ。地域医療計画に在宅医療をきちんと位置づけ、急変時の後方支援のための病床を確保すべきである。</p>	<p>病床の確保や在宅医療も含め、住み慣れた地域で安心して切れ目のない医療が受けられるようにするための取り組みを、平成24年度中の策定を予定している「練馬区地域医療計画」の中に盛り込んでいきます。</p>	○
26	<p>【No.14 病床の確保】</p> <p>病床の確保とあり、練馬区独自の地域医療計画とあるが、日大光が丘はどうなるのか。4月1日にスムーズに移行できると思えない。未だに移行できるようがんばっていききたいなどの説明を行っている。問題を解決してほしい。</p>	<p>公益社団法人地域医療振興協会を運営主体とする後継病院が、区民が安心して医療を受けられる万全の体制を取れるよう、区も全力で取り組んでいます。</p>	△
27	<p>【No.14 病床の確保】</p> <p>病床の確保については、新聞報道によると日大撤退後は50床とあり、区長が約束したことに反するし、練馬区民の命に関わる問題である。日大病院撤退と病床数減少問題について、区長の責任を明確にし、原因を把握していかないと今後の数値目標をいくらたてても同じ問題が発生する危険がある。</p>	<p>日大練馬光が丘病院の運営を継続していただけるよう、区は日本大学と協議を重ねてきましたが、日本大学の意向が変わることはありませんでした。日大練馬光が丘病院で行っている17診療科目と基準病床342床は、後継病院である公益社団法人地域医療振興協会が引き継ぎます。</p>	△
28	<p>【No.15 相談情報ひろば事業の実施】</p> <p>相談情報ひろばは、地域の偏りや事業者による差異がある。「市民の活動を区が支援」だからよいと考えているのか。</p>	<p>「相談情報ひろば」は、地域における福祉情報の提供や相談の受け付け、区民が集える場の提供など、地域住民の福祉の向上をめざす事業で、区民の主体的・自発的な取り組みを基本としており、その運営経費の一部を区が助成するものです。各団体が工夫を凝らして特色ある運営を行っており、区が画一的な運営を要請するものではありません。</p> <p>また、常設型の相談情報ひろばは、継続的・安定的な取り組みとなるよう、運営団体に法人格の取得を義務付けています。今後は、地域バランスを考慮しながら、長期計画に基づき取り組みを進めていきます。</p>	△
29	<p>【No.15 福祉サービスを担う人材の確保・育成および支援】</p> <p>福祉サービスを担う人材の確保・育成および支援について、施設等の職員だけでなく、障害のある人を受け入れている職場の人や学校の教員など、日常的に障がいのある人と接している人も対象にするとよい。</p>	<p>(仮称)障害福祉人材育成・研修センターを整備し、障害福祉サービス等を提供する人材育成・研修実施に努めます。</p> <p>なお、障害のある方が安心して地域で生活することができるよう、日常的に接する人はもとより、広く区民の皆さまに対しても、様々な機会を捉え、障害の理解を広げるための取組を引き続き進めていきます。</p> <p>また、教育委員会では、特別支援教育に関する教員向けの研修会を毎年実施しています。障害の特性や配慮を要する児童生徒への対応等について理解を深め、教員の資質・能力の向上に努めています。</p>	○

30	<p>【No.18 高齢者センターの整備】 高齢者センターの整備について、大泉地区だけ高速道路の下というのはひどい。他の場所を探るか、公共施設に併設するなどして高架下計画は撤回すべきである。</p>	<p>大泉地域に整備する高齢者センターは、地域からも早期の整備を望む意見を多くいただいています。整備にあたっては、厳しい財政状況のもとで、用地の確保が大きな課題でしたが、基本的に無償で借り受けられる関越高架下を活用することで早期の整備が可能になるものと考えています。 整備予定地は大泉地区の中ほどに位置し、交通至便の大泉学園通りからも近いなど、比較的利便性も高く、かつ高齢者センターとして必要な面積を確保できるため、多くの高齢者の方々にご利用いただける施設を整備できるものと考えています。</p>	□
31	<p>【No.20 特別養護老人ホームの整備】 【No.21 介護老人保健施設の整備】 【No.57 住宅・事業所の地球温暖化対策設備設置補助】 要介護者施設等において、電気・ガスなど、再生可能エネルギーの多重化を検討してほしい。</p>	<p>区立施設の改築・新築工事等を行う際に、太陽光発電等のモデル的導入を実施しています。今後の国・都の動向を踏まえ、練馬区環境管理実行計画に基づき、区立施設の改築・新設工事等と調整を図りながら、太陽光発電など再生可能エネルギーの多重化を検討していきます。 民間事業者による要介護者施設等については、設置基準外の設備となるため、事業者が各々で判断することになります。いただいたご意見については、事業者に伝えていきます。</p>	△
32	<p>【No.24 居宅系サービスの充実】 居宅系サービスの充実として、対象を知的障がい者に限定しないでほしい。医療計画と連動させて重複、重度身体、精神の人など障がい者に拘らず医療ケアの必要な人のためのショートも確保してほしい。</p>	<p>民間事業者による整備において、身体・知的・精神の障害がある方の利用できるショートステイの整備が行われているところです。今後も関係事業者との連携を密にし、整備を推進していきます。 一方で、たんの吸引等の医療的ケアを医療機関以外の場で不特定の方に行うことは困難な状況です。法改正等の動向に留意し調査・研究の課題とします。</p>	□
33	<p>【No.26 居住系サービスの充実】 グループホーム、ケアホーム退所後の住まいの整備、コレクティブハウスの実践やコーディネートが必要だ。退院促進の一環として組み込んでほしい。</p>	<p>退院促進だけでなく、入所施設からの地域移行や親亡き後の住まいの場のあり方等を含め、今後多面的に障害のある方の地域生活を支援していきます。</p>	△
34	<p>【No.29 新規 地域活動支援センターⅢ型事業所の整備】 地域活動支援センターⅢ型について、小規模作業所で移行可能なのはどれくらいあるのか。定員10名ではきついのではないのか。移行実態の調査が必要である。</p>	<p>地域活動支援センターⅢ型の事業内容は検討していきますが、小規模作業所の移行先としては想定していません。現在の小規模作業所については、平成23年度中に全て就労継続支援事業(B型)等へ移行する予定です。</p>	△

【区民生活と産業分野】			
35	<p>【No.30 地域コミュニティ活性化の支援体制の整備】</p> <p>地域コミュニティ活性化の支援体制の整備における「仮称地域コミュニティ活性化プログラム」の策定は、広く区民、住民の声を聴き取り入れられることが大切だが、区民懇談会は公開されているのか？中間報告は出されるのか？またメンバー構成はどのようになっているのか？取り組みの進捗状況を公開されるようすすめてほしい。</p>	<p>「(仮称)練馬区地域コミュニティ活性化プログラム」の策定にあたっては、地域の現状や課題、地域コミュニティを活性化するための取り組みの方向性などについて幅広くご意見を伺うため、平成23年3月に公募区民、各種団体代表者、学識経験者を構成員とする「(仮称)練馬区地域コミュニティ活性化プログラム検討懇談会」を設置し、議論していただきました。</p> <p>懇談会は公開で開催し、検討の経過についても、区のホームページに公表しながら進めてきました。懇談会における検討は既に終了し、11月には検討内容をまとめた提言をいただき、区のホームページに掲載しています。</p> <p>今後、懇談会からの提言を踏まえて、「プログラム(素案)」を作成し、区民意見反映制度(パブリックコメント)等により区民の皆さまからのご意見をいただいたうえで、「(仮称)練馬区地域コミュニティ活性化プログラム」を策定する予定です。</p>	△
36	<p>【No.31 区民との協働を推進するための環境整備】</p> <p>区民との協働を推進するための環境整備について、協働の環境整備も大切だが職員の意識改革がもっともっと必要である。管理職を含めて職員の研修をしっかりと実施すべきである。</p>	<p>区民との協働を推進するうえでは、職員の意識の向上とスキルアップも重要な取り組みの一つであると考えています。</p> <p>区ではこれまで、職員向けにガイドブックを作成し、配付するとともに、段階的にスキルアップを図るための研修も開催しています。今後も引き続き、職員の研修等に取り組んでいきます。</p>	※
37	<p>【No.34 (仮称)産業振興会館の整備】</p> <p>(仮称)産業振興会館の整備は、練馬駅北口ひろばに作るものではない。ほかの場所を考えるべきである。</p>	<p>(仮称)産業振興会館は、経営向上に資する各種相談の実施、人材育成に係る研修の実施、地場製品の展示、区内産業・観光情報の発信、産業関係団体の活動の推進などの中核的な拠点としていきます。産業振興に資する施設とするためには、交通の結節点である練馬駅に隣接し、利便性が高い本区有地に整備することが有効であると考えています。</p>	□
38	<p>【No.48 新規 備蓄物資の充実】</p> <p>備蓄物資の充実が必要である。大震災の教訓から特に女性や子どもの視点で見直してほしい。</p>	<p>これまでも女性や子供に配慮した備蓄を行っています。東日本大震災の教訓を踏まえ、備蓄の充実に努めます。</p>	○

39	<p>【No.49 新規 災害時情報伝達手段の充実】 聴覚障害者への情報伝達が円滑にできる ように、携帯用筆談ボードを備蓄物資へ加 えてほしい。</p>	<p>避難拠点では、様々な情報を文書でも掲 示する対応を取るよう働きかけています。 また、学校設備の活用についても検討して いきます。</p>	△
----	---	--	---

40	<p>【No.49 新規 災害時情報伝達手段の充実】 聴覚障害者への情報伝達手段も充実してほしい。防災無線の内容が聴覚障害者へ伝わるようにし、無線の内容を希望する聴覚障害者の家へ一斉FAX送信・もしくは一斉メール送信してほしい。</p>	<p>障害者、健常者を問わず、災害時における区民への多様な情報伝達手段について検討します。</p>	○
【環境とまちづくり分野】			
41	<p>【No.51 公園の整備】 【No.90 学校・幼稚園適正配置に伴う跡施設活用】 不要になった校舎の校庭に緑を増やし、公園化し、一般者に開放できないか。</p>	<p>閉校となった光が丘地域の小学校については、現在「学校跡施設(光が丘地域)活用基本計画」に基づき、区立施設への転用や民間活用を進めています。 跡施設のグラウンドを公園化することは困難ですが、グラウンドについては、施設の運営に支障のない範囲で区民の皆さまへの貸し出しを行います。</p>	□
42	<p>【No.53 みどりの街並みづくり助成】 ある程度の広さの敷地面積を有する事業者・ビルに対して、敷地内もしくは屋上緑化・緑のカーテンの義務化ができないか。</p>	<p>一定要件以上の建築および開発行為等を行う場合、「練馬区みどりを愛しはぐくむ条例」により地上部、屋上部への緑化を義務付けています。</p>	△
43	<p>【No.54 みどりのリサイクル】 みどりのリサイクルについて、剪定枝から放射性物質が多く検出され、焼却灰に残っていることを踏まえ、今後どうするのか。放射能測定調査を実施して対策してほしい。</p>	<p>平成23年度の落ち葉を使った腐葉土づくりは、国等の通知に基づき、実施していません。しかしながら、みどりのリサイクル事業は引き続き推進したいと考えていますので、今後の国や都の動向を踏まえ、検討していきます。</p>	△
44	<p>【No.57 住宅・事業所の地球温暖化対策設備設置補助】 太陽光発電設備や家庭用燃料電池システム等の導入への補助事業を継続してほしい。再生可能エネルギーの利用拡大として、今後も期待が大きく普及が望まれる。今夏の電力需給の逼迫が続くものと考えられ、電力のピークカットに供する家庭用燃料電池をはじめとした分散型電源の普及拡大は非常に重要だと考える。</p>	<p>CO2削減に効果があり、設置時に助成が必要な高額な機器に対して補助を継続していきます。</p>	○
45	<p>【No.57 住宅・事業所の地球温暖化対策設備設置補助】 地球温暖化対策設備設置補助は増やしているが、区民のニーズがあればもっと増やして環境都市らしく充実してほしい。</p>		

46	<p>【No.57 住宅・事業所の地球温暖化対策設備設置補助】 太陽熱利用温水システム導入への補助対象を拡大。太陽エネルギーの利用については、発電のほかに熱利用がある。太陽熱利用温水システムは、太陽光発電に比べてエネルギーの変換効率が極めて高く、一次エネルギーの消費量を抑えることでCO2削減に大きく貢献する。補助対象を拡大することで、注目度と普及拡大がはかられる。</p>		
47	<p>【No.57 住宅・事業所の地球温暖化対策設備設置補助】 普及の進んでいる高効率給湯設備機器を対象とした補助の廃止。ガス・電気とも、フローにおいてはデファクトスタンダード化されている。震災以降の電力供給の逼迫を鑑み、電力以外のエネルギーで機能維持できる用途はそれに任せるべきで、助成までして普及を図ることに疑問がある。既存の電力供給では不可能な廃熱利用による効率的なエネルギーの利用やピークカットに供する家庭用燃料電池や地球温暖化対策上期待のもたれている太陽熱利用温水システムなどの普及拡大に原資をシフトされることが効果的と考える。</p>	<p>CO2削減に効果があり、設置時に助成が必要な高額な機器に対して補助を検討していきます。</p>	※
48	<p>【No.60 新規 金属類の資源化】 ごみ回収の有料化も将来的に視野にいれてもいいのではないかと。家電等に含まれる希少金属のリサイクルのために、対象商品のゴミ回収の禁止、回収業者の斡旋。地元家電販売店とも連携し、リサイクル資源の有効活用をはかってみてはどうか。</p>	<p>家庭ごみの有料化については、廃棄物の減量や処理に関する事項について審議する「練馬区循環型社会推進会議」に「リサイクル・清掃事業の効率化と負担のあり方について」を諮問し、その中で家庭ごみの有料化についても検討しています。答申は、平成24年中に行われる予定ですが、答申内容を踏まえ、区として方針策定等を検討していきます。</p> <p>小型家電の回収にあたっては、個人情報保護の観点などから安全性を確保する必要があります。したがって、安全性の確保および回収運搬経費を考慮しながら、販売店を含む民間事業者活用の可能性の有無を探っていきます。</p> <p>また、金属資源の確保に関しては、国が法制化を目指し検討を重ねており、その動向を注視しつつ事業を進めていきます。</p>	△

49	<p>【No.62 放射35号線沿線まちづくり】 放射35号線沿線まちづくりに関し、早期開通のために、重要計画事業とし、大幅な予算の増額を求める。大震災での経験を踏まえ、災害時での帰宅難民の移動経路確保や緊急車両の移動を確保し救助活動に支障が出ないよう、早急な道路整備をしてほしい。</p>	<p>東京都が施行している放射35号線の整備については、事業の促進を東京都へ要請していきます。 また、沿道のまちづくりについても、整備にあわせて進めていきます。</p>	○
----	---	--	---

50	<p>【No.63 放射36号線沿線まちづくり】 放射36号線沿線まちづくりに関し、早期開通のために、重要計画事業とし、大幅な予算の増額を求める。大震災での経験を踏まえ、災害時での帰宅難民の移動経路確保や緊急車両の移動を確保し救助活動に支障が出ないよう、早急な道路整備をしてほしい。</p>	<p>東京都が施行している放射36号線の整備については、事業の促進を東京都へ要請していきます。 また、沿道のまちづくりについても、整備にあわせて進めていきます。</p>	○
51	<p>【No.64 外環沿道地区のまちづくり】 外環沿道地区のまちづくりでは、外環の2について住民合意は図られていない。社会経済情勢の変化を考慮して外環の2はやめるべきである。</p>	<p>外環の地上部街路(外環の2)については、都が広く意見を聞きながら検討を進め、都市計画に関する都の方針をとりまとめるとしています。区としては、既に外環の2の必要性を示していますが、都の動向を踏まえ、区の取組方針を早急にとりまとめていきます。</p>	□
52	<p>【No.69 練馬駅周辺地区の整備】 練馬駅周辺地区は、区全体を考えればすでに十分整備されている。文化行政地区にふさわしいまちづくりが必要だ。北口駅前開発は計画を社会経済情勢の変化を考慮して計画を凍結あるいは撤回すべきだ。</p>	<p>練馬駅周辺地区の整備については、「長期計画・前期実施計画」に基づき、これまで練馬の中心核にふさわしい整備を進めてきました。 練馬駅北口区有地の活用については、これまで段階を追って検討を重ね計画を策定し、事業を進めてきたところ。本区有地に、区民交流・産業振興施設や子育て支援施設等の区施設および商業施設や区内初となるリハビリ病院等の民間施設、子どもからお年寄りまで誰もが利用できるひろばを整備し有効活用することで、地域の活性化や区民生活の質の向上を図っていきます。</p>	□

53	<p>【No.82 都市計画道路の整備】 135号線・232号線の整備は、以下の理由でやめてほしい。 ①大二中の校庭を分断することは全国的にも稀な事態。 ②教育環境を破壊する。 ③富士見ロード商店街の交通量は便利な道路が出来ることによって車利用者が急増し、一層の混雑になると懸念される。 ④周辺は、閑静な住宅街や白子川の源流などがあり、残すべき練馬らしい風景が道路によって破壊される。</p>		
54	<p>【No.82 都市計画道路の整備】 135号線・232号線の整備に関して、大二中の校庭に交通量の多い道路を整備し、しかも交差するとは、信じられない。未来を担う子どもたちの学びの場に、騒音や排ガス、交通事故を引き込むようなものをつくる計画に驚いた。本当に必要な道路なのか？どんな車がどこで渋滞を引き起こしているのか調査してほしい。地域の環境整備は住んでいる人の意思を大事にしてほしいので、計画を中止し、再検討をしてもらいたい。</p>	<p>大泉学園駅南側の地域においては、ロードふじみなど地区内道路に多くの車が流入しています。これらの状況は、幹線道路が適切に配置されていないこともひとつの要因であり、その抜本的な解決には補助135号線等の幹線道路の整備が必要であると考えています。 区部における都市計画道路の整備方針においては、補助135号線は優先的に整備すべき路線(優先整備路線)に選定されるなど、今後においても都市の健全な発展等に寄与する幹線道路として、その必要性に変わりはないものと認識しています。 道路整備にあたっては、周辺の環境の保全に努めるとともに、教育環境の確保と両立するよう取り組んでいきます。</p>	□
55	<p>【No.82 都市計画道路の整備】 環境を破壊する工事で、しかも大二中で交差する道路など、やめてもらいたい。ここに莫大な費用をかけるなら、今すぐやらなくてはならない被災地支援に使ってくれたほうが喜ばれるし、税金の払い甲斐がある。道路計画を中止して被災地復興計画として進めてほしい。</p>		
56	<p>【No.82 都市計画道路の整備】 135号線・232号線の道路整備は、生徒の教育環境を第一に考え、計画を見直すべきである。</p>		
57	<p>【No.82 都市計画道路の整備】 環境対策として、幹線道路沿いに区の土地を確保し、そこに緑の公園等を増やせないか。</p>	<p>都市計画道路等の幹線道路では、歩道部分に植樹帯を設置するなど、沿道への環境保全を図っていきます。</p>	□

58	<p>【No.83 東京外かく環状道路の整備促進】 外環はいらない。社会経済情勢を考慮して計画を凍結あるいは撤回すべきである。</p>	<p>平成21年に事業化された外環の南伸は、首都圏全体の道路ネットワークの形成と、区内の深刻な交通問題の解決に資するものです。今般の東日本大震災では、発災時における避難や大型緊急車両の運行、支援物資など多岐にわたる目的で、道路のネットワークが整備されることの必要性が改めて認識されたところであり、国や都に対し、外環の早期完成に向けて全力で取り組むようさらに強く働きかけていきます。</p>	□
59	<p>【No.85 快適なまちづくりの推進】 駅周辺に止まらない電柱(電線)の地中化をしてほしい。</p>	<p>安全で快適な歩行空間を確保するとともに、魅力あるまちなみを形成するため、都市計画道路などの整備にあわせて、電線等の地中化を進めています。</p>	□
60	<p>【No.86 自転車駐車場の整備】 地下無人自動大型駐輪場を駅近くに整備できないか。</p>	<p>無人の機械式自動駐輪機は、平置き駐車場に比べ少ないスペースで多くの自転車を収容できる長所がある一方、車体規格の関係で特定の自転車が駐車不可能になるという短所があります。駅周辺に乗り入れる自転車の利用目的や用地の制約条件等を踏まえ、機械式自動駐輪機を導入できる条件について研究をしていきます。</p>	※
61	<p>【No.87 新規 自転車走行環境整備事業】 自転車走行環境整備は、環境都市練馬らしく全力で取り組むべきだ。</p>	<p>自転車走行環境整備については、平成24年度からの自転車走行空間の整備着手に向け、実施計画の策定を進めています。国の動向を注視しつつ、交通管理者・道路管理者等の関係機関とも連携を図りながら取り組んでいきます。</p>	○
62	<p>【No.87 新規 自転車走行環境整備事業】 自転車走行マナー教室を開催してほしい。また自転車保険加入への呼びかけをしてほしい。</p>	<p>区では現在、小学生を対象とした自転車運転免許制度、中学生や高齢者を対象としたスタントマンによる交通事故再現を含んだ自転車安全教室を実施しています。さらに広範な年齢層の方が参加できる交通安全教室を実施するため、その手法等について関係機関と協議のうえ検討し実施していきます。 また、自転車保険加入については、その加入の必要性を訴えると共に、区民交通傷害保険やTSマーク制度などの各種保険制度について周知を行っています。</p>	○
63	<p>【No.87 新規 自転車走行環境整備事業】 ブレーキのない自転車による走行や歩道の猛スピード、音楽や携帯電話をいじりながらの自転車走行者に対する摘発および罰則を適用してほしい。</p>	<p>摘発の強化および罰則適用については警察署に要請すると共に、区では交通安全のルール・マナーを周知するポスターや、各種交通安全教室を通じて安全啓発を充実していきます。</p>	※

64	<p>【No.87 新規 自転車走行環境整備事業】 自転車専用道路の充実に伴い路肩に駐車している車両の交通整理の強化とアイドリングの禁止強化および罰則を適用してほしい。</p>	<p>自転車走行環境整備に必要な関係機関との協議の中で、警察署への取締強化を要請していきます。</p>	※
【行政運営分野】			
65	<p>【No.90 学校・幼稚園適正配置に伴う跡施設活用】 幼稚園の廃園計画もまだ途上にあるというのに、跡施設活用にむけた調整という項目があるのは疑問を感じる。廃園ありきなのか。区民の意見を聞きながら進めるという区の説明に反する。本当に廃園するのであれば、幼稚園跡地は、子どものための施設として活用する計画してほしい。</p>	<p>区立幼稚園の適正配置については、現段階では計画案を公表し、地域の方々等と意見交換を行っている状況ですが、適正配置を進めることによって、廃止となる幼稚園の建物や敷地の活用も検討していく必要があります。その活用については、区全体の観点から区民の皆さまのご意見も踏まえて検討します。</p>	※
66	<p>【No.90 学校・幼稚園適正配置に伴う跡施設活用】 区立幼稚園の廃園が行われた場合は、跡地については子どもたちのために将来的に有効に利用してほしい。</p>		
67	<p>【No.90 学校・幼稚園適正配置に伴う跡施設活用】 子どもたちが少なくなっている。学校の必要数も少なくなるはずだ。今後必要となる高齢者施設を併用し、子どもたちと触れ合いの場としたらどうか。</p>	<p>区立小中学校の適正配置は、学校の適正規模を確保することにより、児童・生徒がより良好な教育環境の中で学び、成長することを目的としています。今後の適正配置については、国の学級編成基準の見直しによる各小中学校の学級数への影響や今後の児童生徒数の動向、小中一貫教育の取組との整合性など、多方面から検討していきます。また、今回の光が丘地域の学校跡施設と同様に、その役割を終えた施設の活用については、総合的な見地から検討を行い、有効活用を図ります。</p>	△
68	<p>【No.91 関越自動車道高架下の活用】 関越自動車道高架下は安全性に問題がある。落下物調査を実施し、住民の意見を聞き、使い方を考え直してほしい。</p>	<p>活用を検討している関越自動車道高架下は、耐震補強工事が行われているほか、定期的な点検はもとより、必要な補修や対策工事を随時実施するなど、道路管理者による適切な維持管理がなされています。今後高架下の活用については、道路保有者による「利用計画」の策定がなされた後に、区民の皆さまのご意見を伺いながら、具体的な施設整備に向けて、検討していきます。</p>	□
69	<p>【No.92 区民事務所等のサービスの拡充】 区民事務所、出張所のあり方は、再編後の状況を区民から聞き取り調査し、検証してほしい。</p>	<p>平成20年1月に行った出張所の機能別再編後の状況について、区民事務所・出張所での窓口アンケート調査を実施するなど検証を行っています。その結果を踏まえ、区民事務所等のサービス拡充を図ります。</p>	○

【その他】			
70	<p>原発事故による放射性物質の汚染に対する対策が計画事業として何も書かれていないのは問題だ。放射線量の測定や給食食材の測定など、内部被爆を防ぐ対策を盛り込んでほしい。</p>	<p>放射線対策は、国、東京都、区の役割分担のもと、適宜状況に合わせて、必要な対策を速やかに行うことが必要と考えます。このため、年次的な計画のもとに段階的に取り組む長期計画事業には馴染まないものと考えます。</p> <p>なお、区内の放射線量の測定結果から、区内の平均的な状況は区の対応基準値以下と確認されていますが、局所的に放射線量が他より高い場所が確認されています。区ではこれまでの対応に加え、周辺より放射線量が高い箇所の測定を実施し、基準を超えた場合の低減対策を、子どもが利用する施設から順次進めています。</p> <p>また学校給食の食材について、都は特別区からの要望等を受け、文部科学省の「学校給食検査設備整備費補助金」を活用し、区市町村と連携して学校給食用食材の放射線検査を行うための具体的検討に着手しました。内部被爆の対応については、今後、国で進められている放射性物質の規制値見直しを注視するとともに、研究機関の情報を参考にしながら、都や他区と連携を図り、検討していきます。</p>	△
71	<p>放射線についての政策が全くない。給食の測定や、子どもたちが利用する施設での測定を徹底するなど、放射線から子どもを守る内容をいれてほしい。</p>	<p>放射線対策については、関係課が複数にわたることから、関係各課で協議し対応を行っています。全庁的な観点から総合的に施策を進める必要がある場合は、関係課で構成する庁内検討組織において情報の共有化を図り、対応策を検討します。</p>	△
72	<p>放射能汚染問題について、区内での学校・保育園の放射能基準値を超えた問題や食材による内部被ばくの不安など、子どもを抱えている区民にとって大きな問題である。総合的に施策をすすめる担当課の設置と相談窓口の設置が必要である。</p>	<p>区内では、所定の要件を満たす高齢者や障害者を対象に、リフト付きタクシー事業や福祉タクシー券の交付などを行っています。</p> <p>また、民間のNPO法人等が提供するサービスとして、「福祉有償運送」事業があります。これは、地域住民が助けあいの精神で行っている会員制のサービスです。サービスを利用する場合には、各団体の会員として加入・登録する必要がありますが、概ねタクシー料金の半額程度での利用が可能です。</p> <p>なお、区では外出が困難な方を対象に、福祉有償運送を行っている団体などの紹介を行う「お出かけハンドブック」を発行して、各種の情報を提供しています。</p>	△
73	<p>自家用車を保有していない高齢者・障害者などの足の不自由な人たちに対して、緊急性のない通院や日常の買い物等の外出のための安価な移動手段(自転車タクシーなど)を確保してほしい。</p>	<p>区内では、所定の要件を満たす高齢者や障害者を対象に、リフト付きタクシー事業や福祉タクシー券の交付などを行っています。</p> <p>また、民間のNPO法人等が提供するサービスとして、「福祉有償運送」事業があります。これは、地域住民が助けあいの精神で行っている会員制のサービスです。サービスを利用する場合には、各団体の会員として加入・登録する必要がありますが、概ねタクシー料金の半額程度での利用が可能です。</p> <p>なお、区では外出が困難な方を対象に、福祉有償運送を行っている団体などの紹介を行う「お出かけハンドブック」を発行して、各種の情報を提供しています。</p>	△

74	<p>悪質、巧妙、組織化する万引き行為防止のため、防犯カメラ設置・防犯タグの経済的な補助をしてほしい。</p>	<p>安全・安心のまちづくりを進めていくために、街頭防犯カメラ等の設備について、導入費用の補助等必要な支援を実施しています。 なお、個人宅・集合住宅や商店等の内部監視については、助成を行う予定はありません。</p>	△
75	<p>区立図書館について、今後の本の電子化に伴い、電子図書の充実を図ってほしい。</p>	<p>電子図書の導入については、様々な検討すべき課題があると考えています。先行自治体の取り組み内容などを調査研究しながら、検討します。</p>	△
76	<p>騒音および排気ガス排出量の少ないハイブリッド・電気自動車購入の経済的補助。</p>	<p>国・都・他自治体等の動向を注視していきます。</p>	△
77	<p>道路工事を毎年同じ場所で同じ時期に行っている。毎年掘り起こすのは欠陥工事だったからなのか、税金の無駄である。別の必要などところへ予算を使ってほしい。</p>	<p>道路で行われている掘削工事のほとんどは、上下水道やガス、電気などのライフラインによるもので、区が経費を投入して行う工事ではなく、それぞれの事業者の経費により行われているものです。 区では、複数の事業者が行う大掛かりな工事には、同一場所を何度も掘り返さないよう、また、工期短縮を図り工事の影響を最小限に抑えるため、各事業者相互の工事に対して可能な限り調整を行っています。</p>	△
78	<p>路肩の駐車禁止強化およびアイドリング禁止のための人員確保に伴う雇用の拡大および罰金による収入増。強化するかわりに、駐車場を整備してほしい。</p>	<p>警察署等関係機関への協議および要請をしていくとともに、既存の区立駐車場の利用促進に努めていきます。</p>	△
79	<p>「歩行喫煙防止条例」の強化および罰則を適用してほしい。NPOやボランティア団体などとも連携して駅前だけでなく巡回し、罰則を設けて実施してほしい。</p>	<p>条例の周知に努めるとともに、マナーアップ指導員が駅周辺や商店街等を巡回し、歩行喫煙者に対し直接、注意指導することにより強化しています。 また、過料の適用やボランティア団体などの巡回については、今後の推移を見極めた上で、検討していきます。</p>	△

80	飲食店での完全分煙・禁煙を徹底してほしい。	<p>健康増進法では、受動喫煙防止対策は事業者の努力義務とされており、法による拘束力をもって強制することは困難です。区は平成22年度から「練馬区受動喫煙防止対策推進施設」登録制度を実施し、受動喫煙防止対策の推進に取り組んでいます。</p> <p>登録された店舗については、①その店舗の喫煙ルールを表すステッカーの配布②リーフレット「施設の喫煙ルールにご協力を」の配布③登録事業者として区ホームページ上での広報を行っています。</p>	△
81	未成年の喫煙防止のために、タバコ自動販売機を禁止してほしい。	<p>区内に17ある青少年育成地区委員会において、青少年の健全育成活動の一環として、子どもたちと接する機会の多い商店に対して、未成年の喫煙防止のための年齢確認のほか、青少年への声かけ等を行っていただく「健やか運動協力店」への加入をお願いしています。これらの活動を通して、未成年の喫煙防止を啓発していきます。</p>	△
82	公園など公共の場所の灰皿の撤去と喫煙者のための喫煙場所を確保してはどうか。	<p>区立施設については、健康増進法に基づき分煙を推進しています。ただし、多くの子供たちが利用する公園・児童遊園および緑地には、灰皿は設置していません。</p> <p>また同法では、主に室内を対象とした公共の施設で分煙するための喫煙場所を確保することは、各々の事業者が判断することとなっています。そうした中、区では、分煙化推進の取り組みとして、店舗等の公共的な室内空間に他所へ煙がもれない喫煙室を設置する事業者に対し、平成22年度から設置費用の一部を助成する事業を行っています。</p>	△